

台湾日本人会/台北市日本工商会
ホームページ・バナー広告申込書

年 月 日

台湾日本人会/台北市日本工商会連合事務局へ

この度、下記通りバナー広告を申し込みます。なお、貴会のバナー広告の利用について、本申込書の注意事項に同意します。

台湾日本人会のホームページの トップ頁 サブ頁 のバナー広告を申し込みます。
 広告開始希望日： _____
 広告料金： NT\$ _____
 3ヶ月 6ヶ月 一年

台北市日本工商会のホームページの トップ頁 サブ頁 のバナー広告を申し込みます。
 広告開始希望日： _____
 広告期間： _____
 広告料金： NT\$ _____
 3ヶ月 6ヶ月 一年

広告利用者：

会社名 _____



日本人会 and/or 工商会法人会員

非会員

会社住所 _____

統一番号 _____

連絡先 _____

氏名 _____

TEL _____

FAX _____

Eメールアドレス： _____

注意事項：

1. バナー広告利用を希望する場合、申込書を事務局宛で一週間前までに提出する。
2. 広告利用する場合、広告掲載希望者は下記料率に基づき、広告利用料として前払方式で事務局に支払いを行なう。
3. 広告利用料について

A、ホームページ単独利用する場合

(NT\$/バナー単位)

広告期間	資格	トップページ	サブページ
3ヶ月	会員	30,000	15,000
	非会員	45,000	25,000
6ヶ月	会員	48,000	24,000
	非会員	72,000	40,000
一年	会員	84,000	42,000
	非会員	126,000	70,000

B、「さんご」のカラー1頁広告と同時に利用する場合(20%割引)

(NT\$/バナー単位)

広告期間	資格	トップページ	サブページ
3ヶ月	会員	24,000	12,000
	非会員	36,000	20,000
6ヶ月	会員	38,400	19,200
	非会員	57,600	32,000
一年	会員	67,200	33,600
	非会員	100,800	56,000

* バナー・サイズ(JPG ファイル)：

日本人会 180(横) X 92(縦) ピクセル

工商会 225(横) X 92(縦) ピクセル

尚、バナー広告の製作費用等は利用者が負担し、完成品を事務局に電子ファイルで提出するものとする

4. 下記のいずれかの事態があり、または本会(日本人会又は工商会)自らがそれを発見し、事実を確認した場合、本会理監事の同意を得て、既に本会ホームページに載せてある広告利用者のバナー広告を撤去することができる。

- ① 広告内容が著しく社会正義に反していると判断される場合。
- ② 広告利用者が本会法人会員権利を停止され、または会員を除名された場合。(広告利用者は本会法人会員の場合)
- ③ 広告利用者が決められた期限内に本会年会費を支払わない場合。(広告利用者は本会法人会員の場合)